

平成30年3月8日

## 社会保険等未加入業者（下請業者）への対応について

菊川市では、市の発注する建設工事を受注する元請業者に対して、社会保険等<sup>※1</sup>に未加入の者との下請契約に係る取扱いについて、次のとおり定めましたのでお知らせします。

### 1. 対象

平成30年4月1日以降に菊川市が入札公告する建設工事

### 2. 実施内容

- (1) 社会保険等未加入業者<sup>※2</sup>との一次下請契約を禁止します。
- (2) (1)に違反していることが判明した場合は、元請業者に対して指名停止措置及び工事成績評定の減点を行います。  
※ただし、市が指定した期間内（原則1ヶ月）に社会保険等への加入を確認できた場合は除きます。
- (3) 上記の結果、社会保険等未加入業者を確認した場合には、当該業者の建設業許可権者へ通報します。

### 3. 確認方法

施工体制台帳及び再下請負通知書により、全ての下請業者の社会保険等の加入状況を確認します。

### 4. 添付資料

- (1) フローチャート
- (2) 様式集

### 6. 問合せ先

企画財政部 財政課 契約管財係（本庁舎3階）  
電話 0537-35-0919

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を指します。

※2 社会保険等未加入業者とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出のいずれかの義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない者を除く。